

令和6年度 農と都市の共生社会実現事業 募集要領

I 募集期間

令和6年度7月末まで（年度内完了できるものに限る）

II 農と都市の共生社会実現事業の内容

1 趣旨

都市農業が有する多面的機能を発揮し、農と都市との共生社会の実現につなげるため、総合的な対策を講ずることによって京都府都市農業の振興を図る取組を支援します。

2 事業種目

(1) 都市農業生産基盤整備支援事業（農業用施設・機械等リース型）

生産緑地地区又は特定生産緑地地区内の農地で営農される農業の維持・発展を図るため、都市農業者による規模拡大に伴う農業用施設・機械等を都市農業者にリースするための整備に要する取組を支援

(2) 都市農業生産基盤整備支援事業（生産条件整備型）

生産緑地地区等内の農地で営農する農業の維持・発展を図るため、都市農業者による規模拡大に伴う簡易な生産条件整備に要する取組（畦畔除去等）を支援

(3) 都市農業多面的機能発揮支援事業

都市住民が「農」のある豊かな暮らしを享受するとともに、農業に対する理解の促進を図るため、都市農業が有する多様な機能の発揮に結びつく農地を活用した取組を支援

3 実施主体の要件

事業を実施する者は、各事業種目ごとに定める次の要件をすべて満たす者又は法人である必要があります。

＜都市農業者＞

- ① 府内に住所又は事務所若しくは事業所の所在地を有していること。
- ② 都市計画区域内の農地において農産物の生産を行っていること又は事業実施期間中に同区域内において農産物を生産することが確実と見込まれること。

(1) 都市農業生産基盤整備支援事業（農業用施設・機械等リース型）

事業実施主体は、設備利用者とリース事業者の共同によるものであること。

<設備利用者>

次の①を満たし、②から④までのいずれかの要件を満たす農業経営体であること

- ① 都市農業者
- ② 認定農業者又は事業実施期間中に認定を受けることが確実と見込まれる者
- ③ 認定新規就農者又は事業実施期間中に認定を受けることが確実と見込まれる者
- ④ 実質化された京力農場プランの中核的担い手に位置づけられている者

<リース事業者>

市町村、市町村が出資する農林水産業関連の業務を行う公共企業体(市町村農業公社)、農業協同組合連合会、農業協同組合又はリース会社とします。

(2) 都市農業生産基盤整備支援事業（生産条件整備型）

次の①を満たし、②から④までのいずれかの要件を満たす農業経営体であること

- ① 都市農業者
- ② 認定農業者又は事業実施期間中に認定を受けることが確実と見込まれる者
- ③ 認定新規就農者又は事業実施期間中に認定を受けることが確実と見込まれる者
- ④ 実質化された京力農場プランの中核的担い手に位置づけられている者

(3) 都市農業多面的機能発揮支援事業

市町村、農業協同組合、都市農業者、2戸以上の都市農業者が組織する団体又は都市農業者と連携したNPO法人、社会福祉法人、地域住民等の組織する団体であること

※ ただし、任意団体については、代表者及び組織の運営等を定めた規約を有していることとします。

4 助成対象経費

事業の趣旨に沿う取組のうち、次に掲げるものを対象とします。詳細は実施要領を確認してください。

(1) 都市農業生産基盤整備支援事業（農業用施設・機械等リース型）

農業用施設・機械等を都市農業者にリースするための整備に要する経費

(2) 都市農業生産基盤整備支援事業（生産条件整備型）

簡易な生産条件整備に要する経費（畦畔除去等）

(3) 都市農業多面的機能発揮支援事業

事業の実施に直接必要な経費（報償費、旅費、需用費、委託料、備品購入費等）

※ ただし、委託料及び備品購入費の合計額は、それぞれ助成対象経費の1/2以内とします。

5 採択要件

事業計画書の内容が、各事業種目ごとに定める次の要件をすべて満たす必要があります。

(1) 都市農業生産基盤整備支援事業（農業用施設・機械等リース型）

- ① 事業実施計画の内容について、事業を実施する農地が所在する市町村と調整が図られていること。
- ② 事業実施主体が他の助成等により実施している又は既に完了している事業ではないこと。
- ③ 事業実施前年度又は事業実施年度内に農業者が規模拡大した農地に、次の定める要件のいずれかを満たすこと。
 - (1) 特定生産緑地に指定された農地を含むこと。
 - (2) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年度法律第68号。以下「都市農地貸借法」という。）に基づく貸借権若しくは使用貸借による権利（以下「貸借権等」という。）が設定されている又はされることが確実に見込まれているものが含まれていること。

(2) 都市農業生産基盤整備支援事業（生産条件整備型）

- ① 事業実施計画の内容について、事業を実施する農地が所在する市町村と調整が図られていること。
- ② 事業実施主体が他の助成等により実施している又は既に完了している事業ではないこと。
- ③ 事業実施前年度又は事業実施年度内に農業者が規模拡大した農地に、次の定める要件のいずれかを満たすこと。
 - (1) 特定生産緑地に指定された農地を含むこと。
 - (2) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年度法律第68号。以下「都市農地貸借法」という。）に基づく貸借権若しくは使用貸借による権利（以下「貸借権等」という。）が設定されている又はされることが確実に見込まれているものが含まれていること。

ただし、貸借権等の契約期間が事業完了年度の翌年度から起算して8年以上残っており、かつ事業を実施する農地が生産緑地地区等に含まれること。

(3) 都市農業多面的機能発揮支援事業

- ① 事業実施計画の内容について、事業を実施する農地が所在する市町村と調整が図られていること。
- ② 事業実施主体が他の助成等により実施している又は既に完了している事業ではないこと。
- ③ 都市計画区域内の農地又は当該農地で生産された農畜産物を対象とした取組であること。

ただし、農業体験農園の開設など、農地を直接活用した取組については、市街化区域内の農地を活用した取組であること。

6 補助率等

・補助率および補助限度額

(1) 都市農業生産基盤整備支援事業（農業用施設・機械等リース型）

補助率：助成対象経費の3／10以内

補助限度額：40万円

(2) 都市農業生産基盤整備支援事業（生産条件整備型）

補助率：助成対象経費の3／10以内

補助限度額：10万円

(3) 都市農業多面的機能発揮支援事業

補助率：助成対象経費の1／3以内

補助限度額：30万円

・助成期間

1箇年度以内

7 審査・採択

採択要件を満たすものの中から、事業実施計画に基づく都市農業の機能発揮に寄与する効果等を総合的に判断の上、助成事業を採択します。

Ⅲ 申請手続き

1 申請書類等

(1) 都市農業生産基盤整備支援事業（農業用施設・機械等リース型）

<関係する市町村へ事業内容の協議書の提出>

- ①参考様式1「農と都市の共生社会実現事業実施計画に係る協議書」
- ②第1号様式（別紙1）「都市農業生産基盤整備支援事業（農業用施設・機械リース型）実施計画書」

<関係する市町村から意見回答>

- ③参考様式2「農と都市の共生社会実現事業実施計画に係る協議書（回答）」

<京都府へ計画承認申請>

- ④別記第1号様式「農と都市の共生社会実現事業実施計画書」

- ※④の写しを保管しておいてください。交付申請時に必要となります。
- ・②第1号様式（別紙1）「都市農業生産基盤整備支援事業（農業用施設・機械リース型）実施計画書」
 - ・参考様式2「農と都市の共生社会実現事業実施計画に係る協議書（回答）」の写し
 - ・都市農地貸借法に係る事業計画の写し及び事業計画認定書の写し
 - ・その他知事が必要と認める資料（見積書、カタログ、位置図等）

<交付申請時>

- ⑤別記第3号様式「農と都市の共生社会実現事業交付申請書」

- ・第3号様式（別紙）
- ・補助金の振込先口座が分かる書類
- ・④別記第1号様式「農と都市の共生社会実現事業実施計画書」の写し

(2) 都市農業生産基盤整備支援事業（生産条件整備型）

<関係する市町村へ事業内容の協議書の提出>

- ①参考様式1「農と都市の共生社会実現事業実施計画に係る協議書」
- ②第1号様式（別紙2）「都市農業生産基盤整備支援事業（生産条件整備型）実施計画書」

<関係する市町村から意見回答>

- ③参考様式2「農と都市の共生社会実現事業実施計画に係る協議書（回答）」

<京都府へ計画承認申請>

- ④別記第1号様式「農と都市の共生社会実現事業実施計画書」

- ※④の写しを保管しておいてください。交付申請時に必要となります。
- ・②第1号様式（別紙2）「都市農業生産基盤整備支援事業（生産条件整備型）実施計画書」
- ・参考様式2「農と都市の共生社会実現事業実施計画に係る協議書（回答）」の写し
- ・都市農地貸借法に係る事業計画の写し及び事業計画認定書の写し
- ・その他知事が必要と認める資料（見積書、カタログ、位置図等）

<交付申請時>

⑤別記第3号様式「農と都市の共生社会実現事業交付申請書」

- ・第3号様式（別紙）
- ・補助金の振込先口座が分かる書類
- ・④別記第1号様式「農と都市の共生社会実現事業実施計画書」の写し

(3) 都市農業多面的機能発揮支援事業

<関係する市町村へ事業内容の協議書の提出>

- ①参考様式1「農と都市の共生社会実現事業実施計画に係る協議書」
- ②第1号様式（別紙3）「都市農業多面的機能発揮支援事業実施計画書」

<関係する市町村から意見回答>

- ③参考様式2「農と都市の共生社会実現事業実施計画に係る協議書（回答）」

<京都府へ計画承認申請>

④別記第1号様式「農と都市の共生社会実現事業実施計画書」

- ※④の写しを保管しておいてください。交付申請時に必要となります。
- ・②第1号様式（別紙3）「都市農業多面的機能発揮支援事業実施計画書」
- ・参考様式2「農と都市の共生社会実現事業実施計画に係る協議書（回答）」の写し
- ・その他知事が必要と認める資料（見積書、カタログ、位置図等）

<交付申請時>

⑤別記第3号様式「農と都市の共生社会実現事業交付申請書」

- ・第3号様式（別紙）
- ・補助金の振込先口座が分かる書類
- ・④別記第1号様式「農と都市の共生社会実現事業実施計画書」の写し

※ その他、事業の進捗に応じて必要な書類の提出をお願いすることがあります。

2 申請書類等の提出先

所在地を管轄する広域振興局がある場合は、当該広域振興局の長を経由して、応募書類や申請書類等を提出してください。

所管区域	受付・お問い合わせ先	電話番号
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、精華町	京都府山城広域振興局 農商工連携・推進課 〒611-0021 宇治市宇治若森7の6	0774-21-3212
亀岡市、南丹市、京丹波町	京都府南丹広域振興局 農商工連携・推進課 〒621-0851 亀岡市荒塚町1丁目4-1	0771-22-0371
福知山市、舞鶴市、綾部市	京都府中丹広域振興局 農商工連携・推進課 〒625-0036 舞鶴市字浜2020	0773-62-2508
宮津市、京丹後市	京都府丹後広域振興局 農商工連携・推進課 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855	0772-62-4315
京都市、向日市、長岡京市、大山崎町	京都府農林水産部 経営支援・担い手育成課 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-4918

※ 郵送等で送付する場合は、必ず事前に連絡を入れてください。

IV 事業の流れ

申請書類（実施計画承認申請書等）の提出	募集期間内に広域振興局等へ申請書類（事業実施計画書等）を提出します。
計画承認	事業計画の内容を審査し、申請内容が適当と認める場合は、計画を承認します。 (計画承認後、補助金交付決定前に事業に着手する必要があるときは、交付決定前着手届を提出してください。)
交付申請書の提出	計画承認を受けた者は、期日までに広域振興局等へ事業交付申請書を提出します。
交付決定	交付申請書の内容を審査し、適当と認める場合は補助金の交付決定を行います。
事業実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付決定後に助成対象事業に着手してください（交付決定前着手届が提出されていない場合、事前着手した事業は助成対象外です）。 ・ 事業内容や経費等に変更が必要なときは事前に相談してください。 ・ 現地調査や状況調査等の協力をお願いすることがあります。
実績報告書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業終了後、速やかに実績報告書を提出してください。
事業実施後の状況報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業成果の把握のため、事業完了翌年度から3箇年度まで、毎年実施状況報告をお願いします。 ・ 事業による取得財産を処分、貸付等する場合には事前に御相談ください。

※ 事業計画の承認等に当たっては、内容確認のため、申請者に対してヒアリングを行う場合があります。

V 注意事項

1 助成の対象とならないもの

次の(1)から(5)までに該当する経費はⅡの4に該当する場合でも助成されません。

- (1) 同一事業について、国や府等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合

- (2) 実現可能性のない事業（必要な許認可を得る見込みがない事業を含む。）
- (3) 令和6年3月末日までに完了しない事業
- (4) 申請日の前に着手若しくは完了している事業
- (5) 直接人件費、借入に伴う支払利息、公租公課（不動産取得税など）、不動産（農地を含む）購入費、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告のために税理士等に支払う経費、その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

2 補助金の支払いについて

- (1) 補助金は予算の範囲内で交付します。そのため、予算額を上回る申請があった場合、各申請者からの申請額の総額が予算額を超過した場合、不採択とさせていただく場合があります。
- (2) 事業完了後に事業実績報告を提出していただき、広域振興局等において検査を行います。なお、補助事業として不適切な支出が認められた場合など、検査結果によっては申請された補助金額のすべてに応じられない場合があります。

3 事業の実施について

- (1) 事業実施主体は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従うとともに、補助金を他の用途に使用することはできません。
- (2) 補助金の適正な執行を担保するため、事業の実施に当たっては、3者以上からの見積書の徴収や入札を実施の上、契約を締結されますよう留意願います。事業完了後に補助金の執行検査を実施しますが、その際、これらの手続きに関する書類を提示していただく必要があります。
- (3) 補助事業の内容の変更や中止等の事情変更が生じたときや、やむを得ず補助事業による取得財産を処分、貸付等したりする場合には、事前に広域振興局等に報告し、指示を受けてください。これらが無断で行った場合には、補助金の返還を求めることがあります。
- (4) 府は、補助事業の適正を期するため、事業遂行状況報告の提出を求め、立ち入り検査を実施することがあります。事業完了後も同様の調査を行うことがありますので御協力願います。
- (5) 事業の成果を把握するため、補助事業完了翌年度から3箇年度まで、毎年実施状況報告をお願いします。また事業に係る帳簿や伝票類は必ず10年間保存してください。

VI 関係法令

補助金等の交付に関する規則（抄）

（補助金等の交付の申請）

第 5 条 申請者は、申請書に補助事業等に関する事業計画書、収支予算書、その他知事の必要とする書類を添え、知事が別に時期を定めたときはその時期までに知事に提出しなければならない。

（補助金等の交付の決定等）

第 6 条

2 知事は、補助金等の交付の申請があつた場合において、必要があるときは、補助金等の交付の申請にかかる事項につき修正を加え、または交付の条件を附して補助金等の交付の決定をすることがある。

（決定の通知）

第 7 条 知事は、補助金等の交付または不交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容およびこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請書等記載事項の変更）

第 9 条 補助事業者等が第 5 条の規定により提出した申請書またはその添付書類に記載した事項を変更しようとする場合には、変更の内容および理由を記載した書類を知事に提出してその承認を受けなければならない。

（状況報告）

第 11 条 補助事業者等は、別に知事の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第 13 条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）その他知事が必要とするときは、別に知事の定めるところにより、補助事業等の成果を記載した実績報告書に収支決算書その他知事の必要とする書類を添えて知事に提出しなければならない。

京都府農林水産部 経営支援・担い手育成課 担当 地域営農推進係 本谷 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 TEL : 075-414-4908 Mail : m-motoya41@pref.kyoto.lg.jp
